

公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2024年4月19日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 前田 信弘

1 業務概要

(1) 業務名 (高負) 新大宮上尾道路 (与野～上尾南) 施工法検討及び構造検討他業務

(2) 業務内容

本業務は、新大宮上尾道路 (与野～上尾南) の施工法検討、貯留槽実施設計及び関係機関協議資料作成を行うものである。

<業務内容>

1. 資料収集整理

- ・ 施工計画検討に必要な過年度業務成果の資料収集整理を行う。対象業務は以下の 6 業務とする。

①	新大宮上尾道路 (与野～上尾南) 与野出入口上部概算・下部実施設計
②	新大宮上尾道路 (与野～上尾南) 本線 2 号橋上部概算・下部実施設計
③	(高負) 新大宮上尾道路 (与野～上尾南) 本線 3 号橋上部概算・下部実施設計
④	(高負) 新大宮上尾道路 (与野～上尾南) 本線 4 号橋上部概算・下部実施設計
⑤	(負) 新大宮上尾道路 (与野～上尾南) 5 号橋上部概算・下部実施設計
⑥	(負) 新大宮上尾道路 (与野～上尾南) 一般国道 17 号道路切回し設計及び施工法検討

2. 新大宮上尾道路本線 1 号橋～5 号橋の各架設計画を踏まえた施工順序及び全体計画の立案

- ・ 上記業務成果の情報収集整理を踏まえ、各架設計画及び実施工程表の整合性を確認するとともに、最適な施工順序及び全体工程の作成、各橋梁の詳細施工ステップ図の作成を行う。なお、施工ステップ図作成には地下埋設物等の支障物件の合理的な移設計画の立案も含むものとする。
- ・ 検討範囲は新大宮上尾道路本線 1 号橋～5 号橋、北行き連結路及び東行き連結路の合計 7 ケースとする。
- ・ 1 ケースにつき 1 橋梁の詳細計画を作成することとし、詳細計画には、上部工 10 ステップ、下部工 5 ステップ、基礎工 5 ステップ程度の図面作成を含む。
- ・ 全体計画は 1 ケースとし、全体工程表に基づき上記詳細計画の取りまとめを行う。

3. 与野 JCT 西側貯留槽の実実施設計

- ・ 新大宮上尾道路の新設に伴い新たに必要となる排水施設について、⑥：「(負) 新大宮上尾道

路（与野～上尾南）一般国道 17 号道路切回し設計及び施工法検討」にて実施した概算設計の成果を踏まえ、与野 JCT 部高架下の首都高用地内にある既設貯留槽の増築構造の実施設計を行う。

- ・ 貯留槽の実施設計には図面作成、数量算出、基本条件図書の作成を含むものとする。

4. 関係機関協議資料作成

- ・ 工事に先立ち必要となる関係機関協議用資料の作成を行う。
- ・ 関係機関は 5 ケースを想定している。（大宮国道、交通管理者、埼玉県、さいたま市、企業者）

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から 640 日間

(4) その他

- ①本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
- ②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 4 (1) に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第 1）を提出するものとする。
- ③本業務は、担い手の育成支援を目的とした試行業務である。
- ④本業務は、BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management) モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的として実施する CIM 対象業務である。
- ⑤その他については、電子入札留意事項によることとする。

2 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 首都高速道路株式会社における 2023・2024 年度競争参加資格の「橋梁設計」の認定を受けている者であること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について (https://www.shutoko.co.jp/business/bidinfo/data/kanke_seigen/)」に記載)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項 1 (11) イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

(4) 業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2014年度以降に道路橋（歩道橋を除く。以下同じ。）の上下部の概算設計^{*1}業務、又は実施設計^{*2}業務を完了した実績を有すること。

なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成

績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

※1 概算設計とは、次のいずれかの業務をいう。以下同じ。

- ・首都高速道路株式会社における「概算設計」業務
- ・国土交通省における「予備設計」業務
- ・その他発注機関における国土交通省の「予備設計」と同等の業務

※2 実施設計とは、次のいずれかの業務をいう。以下同じ。

- ・首都高速道路株式会社における「実施設計」業務
- ・国土交通省における「詳細設計」業務
- ・その他発注機関における国土交通省の「詳細設計」と同等の業務

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ 技術者資格（予定管理技術者）

技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）〕又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課）を受けている必要がある。

ロ 業務実績（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）

2014年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、1件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が60点未満のものを除く。

同種業務：道路橋の上下部の基本設計^{※3}業務、概算設計業務、又は実施設計業務を完了した実績を有すること。

類似業務：橋梁の上下部の基本設計業務、概算設計業務、又は実施設計業務を完了した実績を有すること。

※3 基本設計とは、次のいずれかの業務をいう。以下同じ。

- ・首都高速道路株式会社における「基本設計」業務
- ・国土交通省における「概略設計」業務
- ・その他発注機関における国土交通省の「概略設計」と同等の業務

ハ 手持ち業務量（予定管理技術者）

2024年4月19日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額が500万円以上の業務の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2024年4月19日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で5億円または契約件数で10件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合は、当該管理技術者を

交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- c) 当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
- d) 手持ち業務量が上記で定めた制限量を超過していない者

(5) 参加表明書の提出期限の日から見積開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3 技術提案書の評価基準

(1) 技術提案書による評価

- ① 予定管理技術者の年齢、管理技術者としての当社業務経験の回数及び予定管理補助技術者の配置
- ② 予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
- ③ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の同種類
似業務の実績
- ④ 予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量
- ⑤ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の当社及
び公的機関からの表彰経験
- ⑥ 予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）の当社での業務成績

(2) 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

- ① ヒアリング対象者
 - イ 予定管理技術者
 - ロ 予定管理補助技術者（配置する場合）
- ② 評価項目
 - イ 専門技術力の確認
 - ロ 業務への取組姿勢の評価
 - ハ コミュニケーション力の評価

4 手続等

(1) 担当部局

首都高速道路株式会社更新・建設局 総務・経理課

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町2-2-1 KANDA SQUARE 17階

TEL：03-6803-3696 FAX：03-6803-3755

(2) 現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

- ① 交付期間：2024年4月19日（金）から2024年5月21日（火）午後4時まで
- ② 方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記(1)の担当課まで申し出ること。

- ・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（ <https://www.shutoko.co.jp/business/bid> ）

③交付資料のダウンロード操作手順：

上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(3)参加表明書等の受領期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：2024年4月19日（金）午前10時から2024年5月21日（火）午後4時まで
技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

<持参の場合>

- ・受付期間：2024年4月19日（金）から2024年5月21日（火）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。)
- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

<郵送の場合>

- ・受付期間：2024年4月19日（金）から2024年5月20日（月）まで
- ・郵送方法：書留郵便等の配達記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記4(1)に記載の担当部局まで連絡すること。
- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

②紙入札による場合

参加表明書、技術提案書（持参又は郵送により提出すること。）

<持参の場合>

- ・受付期間：上記(3)①<持参の場合>のとおり。
- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

<郵送の場合>

- ・受付期間：上記(3)①<郵送の場合>のとおり。
- ・郵送方法：上記(3)①<郵送の場合>のとおり。
- ・受付場所：上記4(1)に同じ。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成要否 要（本件は電子契約を推奨する。）
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は上記4(1)に同じ。
- (4) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (5) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777（ダイヤルイン）

(平日のみ午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

- (7) 見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記4(1)に掲げる担当課に照会すること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が変更となった業務については当初の工期で完了したものとして評価の対象とする。ただし、技術資料提出時点で業務評定点の通知を受けていないものについては業務評定点に関する評価の対象外とする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため業務の一時中止措置等を行ったことにより完了が変更となった業務については、当初の工期で完了したものとして手持ち業務を取り扱う。
- (11) 詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。